

令和6年5月スタート

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

南相馬市では、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方々の自分らしい生き方により添います。

本制度は、同性パートナーに限定しない制度であり、性別等にかかわらず、LGBTQ※等パートナーの二人や事実婚の二人も利用できます。

またパートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができます。

※LGBTQ

レズビアン (Lesbian：女性の同性愛者)、ゲイ (Gay：男性の同性愛者)、バイセクシャル (Bisexual：両性愛者) トランスジェンダー (Transgender：こころの性と体の性と不一致)、クエスチョニング (Questioning：性的指向や性自認がはっきりしていない・定まっていない・どちらかに決めたくない等) の各単語の頭文字を組み合わせた性的少数者を表す言葉のひとつです。

宣誓することができる方

【 パートナーシップ宣誓制度 】

- ・双方が成年に達していること
- ・いずれか一方が、市内に住所を有している又は本市への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと

【 ファミリーシップ宣誓制度 】

- ・パートナーシップ宣誓制度の要件を満たす宣誓者の子及び親で、同意が得られていること
- ・未成年の子は、少なくとも一方のパートナーと生計が同じであること

※手続きの流れについては、南相馬市公式ホームページまたはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用の手引きをご覧ください。

市民・事業者等の皆様へのお願い

本制度は、法律上の婚姻のような法的な権利や義務が生じるものではありませんが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先

南相馬市役所 市民生活部市民課
窓口サービス係 (総合相談担当)
〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
TEL：0244-24-5297
FAX：0244-24-5347

